

宮城県医療費適正化計画策定懇話会構成員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等
伊藤 貞嘉	東北大学大学院医学系研究科 教授
伊東 潤造	社団法人宮城県医師会 副会長
岡部 健	医療法人社団爽秋会岡部医院 院長
川村 皓雄	社団法人宮城県歯科医師会 副会長
濃沼 信夫	東北大学大学院医学系研究科 教授
今野 勇子	社団法人宮城県看護協会 専務理事
斉藤 健二	七十七銀行健康保険組合 常務理事
佐々木昭二	社会保険庁宮城社会保険事務局 次長
佐々木孝雄	社団法人宮城県薬剤師会 常任理事
佐藤 清吉	宮城県国民健康保険団体連合会 理事長(角田市長)
菅原 広実	仙台市立病院医療連携相談科 主幹
関田 康慶	東北大学大学院経済学研究科 教授
高橋 誠一	東北福祉大学社会福祉学部 教授
高橋 清次	社団法人宮城県栄養士会 会長
中嶋 康之	医療法人社団康陽会中嶋病院 院長
山崎美代子	特定非営利活動法人健康応援わくわく元気ネット 副理事長

宮城県医療費適正化計画策定懇話会開催要綱

(目的)

第1 高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定に基づく医療費適正化計画(以下「計画」という。)の策定に向け、計画案に対する学識経験者、医療関係者、医療を受ける立場にある者等の意見の聴取を行うため、宮城県医療費適正化計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(構成等)

第2 懇話会は、16人以内で知事が別に定める者(以下「構成員」という。)の出席をもって開催する。

2 懇話会に会長及び副会長を置き、それぞれ構成員の互選によりこれを選任する。

3 会長は、懇話会の会議において座長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長を代理し、懇話会の会議の座長となる。

(会議等)

第3 懇話会の会議は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4 懇話会の庶務は、宮城県保健福祉部医療整備課において処理する。

(委任)

第5 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

2 この要綱は、平成20年3月31日限りで、その効力を失う。